

防衛庁訓令第81号

防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令（昭和33年総理府令第1号）第15条及び第20条の規定に基づき、災害救助物品無償貸付及び譲与に関する訓令を次のように定める。

平成16年12月21日

防衛庁長官 大野 功統

災害救助物品の無償貸付及び譲与に関する訓令

改正 平成19年1月5日庁訓第1号

（譲与する糧食品の限度額）

第1条 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号。以下「省令」という。）第15条の規定に基づき、防衛大臣が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、糧食品と併せて当該糧食品の調理のためのちゅう房用燃料等を譲与する場合は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の額から譲与する当該燃料等の1人1日当たりの額を控除した額を超えることができない。

（1）自衛隊の艦艇において食事を提供する場合 997円

（2）前号に掲げる場合以外の場合 850円

（実施基準）

第2条 省令第13条の規定による無償貸付及び省令第14条の規定による譲与を行うときは、部隊等の任務遂行に支障を生じない限度において行うものとする。

附 則

この訓令は、平成16年12月21日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。